十四　鉱煙発生施設（第二号、第五号、第六号、第十四号の二、第二十号、第二十四号から第二十六号まで及び第三十二号の施設の一部をなすものを除く。）	［略］
十四の二　水銀排出施設（第五号、第六号、第二十号、第二十四号から第二十六号まで及び第三十二号の施設の一部をなすものを除く。）	1　鉱煙発生施設の構造 2　水銀排出施設の構造
十五　粉じん発生施設又は石綿粉じん発生施設（第二十一号及び第二十三号から第二十八号までの施設の一部をなすものを除く。）	［略］
十六　坑廃水処理施設（水道水源法第二条第五項に規定する水道水源特定施設を含み、第五号、第六号、第十一号、第二十一号及び第二十三号から第二十八号までの施設の一部をなすものを除く。）	［略］
十七　ダイオキシン類発生施設（第五号、第六号、第二十号、第二十四号及び第二十六号の施設の一部をなすものを除く。）	［略］
十八・十九　［略］	［略］
二十　廃棄物焼却炉（第五号、第六号及び第二十四号から第二十六号までに掲げる施設に附属するもの並びに火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。）が二平方メートル未満であって、焼却能力が一時間につき二百キログラム未満のものを除く。）	1　［略］ 2　水銀排出施設の構造 3　［略］
二十一～二十三　［略］	［略］
二十四　原動機を使用する選鉱場（砕鉱施設を含む。）	1・2　［略］ 3　水銀排出施設の構造 4～6　［略］

十四　鉱煙発生施設（前各号及び第二十号から第三十三号までの施設の一部をなすものを除く。）	［略］
［新設］	［新設］ ［新設］
十五　粉じん発生施設又は石綿粉じん発生施設（前各号及び第二十号から第三十三号までの施設の一部をなすものを除く。）	［略］
十六　坑廃水処理施設（水道水源法第二条第五項に規定する水道水源特定施設を含み、前各号及び第二十号から第三十三号までの施設の一部をなすものを除く。）	［略］
十七　ダイオキシン類発生施設（前各号及び第二十号から第三十三号までの施設の一部をなすものを除く。）	［略］
十八・十九　［略］	［略］
二十　廃棄物焼却炉（第五号、第六号及び第二十四号から第二十六号までに掲げる施設に附属するもの並びに火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。）が二平方メートル未満であって、焼却能力が一時間につき二百キログラム未満のものを除く。）	1　［略］ ［新設］ 2　［略］
二十一～二十三　［略］	［略］
二十四　原動機を使用する選鉱場（砕鉱施設を含む。）	1・2　［略］ ［新設］ 3～5　［略］